- 三田市空家等に係る適正な措置に関する条例(案)に対するパブリックコメントの結果について
- **1 募集期間** 令和 5 年 1 2 月 1 日 (金) ~令和 6 年 1 月 4 日 (木)
- 2 閲覧方法 窓口及び各公共施設、市ホームページにて閲覧

市役所(本庁舎1階ロビー・5階都市政策課)、まちづくり協働センター、総合福祉保健センター、図書館本館、各市民センター(8か所)

3 提出方法 次のいずれかの方法により意見を募集

電子申請フォームまたは郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかにより、都市政策課へ意見を提出

- 4 意見数 1件(1人)
- 5 パブリックコメントの募集結果と意見に対する市の考え方について

【 意見として参考とするもの 】

番号	頁	意見	市の考え方
1	_	自宅の隣が空き家で壁(塀)が市道側に傾いて危険な状態	ご指摘の空き家については、市におきましても以前から
		です。	塀の傾きや道路の状況について把握しており、空き家所有
		市道と隣の空き家の間の縁石が明らかに沈下しており、	者に適正に管理するよう通知し、応急的措置が実施されて
		沈下が徐々に進んでいる状態なので、まずは沈下の原因を	います。
		調査いただき、沈下を止める処置をお願い致します。	よって、既に当該空き家は所有者により管理されており、
		それでも空き家の壁(塀)の傾きが悪化するようであれ	第三者に著しい被害が及ぶ損壊等に相当しないことから、
		ば、本条例で緊急措置として壁(塀)の傾きを止める処置を	現状では危険回避措置等を行うことは出来ませんが、引き
		お願い致します。	続き状況を注視し、本条例の制定後に状況が悪化した場合
		隣の空き家の傾いた壁(塀)と自宅の階段が接しており、	は、所有者への通知や危険回避措置の検討を行ってまいり
		自宅の階段も崩れて来ています。この崩れてきている階段	ます。
		等の自宅の修繕も本条例で対応が可能なようにして欲しい	なお、危険回避措置は、本来所有者が行うべき対応を、所
		です。内容を確認いただき、対応の方、宜しくお願い致しま	有者の費用負担において、市が所有者に代わり対応するも
		す。	のであるため、空家等により人の身体又は財産に被害が及
			ぶ危険が切迫し、その被害を防止するために緊急の必要が
			あると認めるときに必要最小限の範囲で行うこととなりま
			す。
			したがいまして、ご自宅の階段に影響をもたらしている
			ということですが、その修繕につきましては本条例では対
			応できないことをご理解ください。